

令和4年 第18回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和4年12月1日

議 題

議案第87号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第88号 選挙人名簿に登録する者について（12月定時登録）

議案第89号 在外選挙人名簿から抹消する者について

その他

福岡市長選挙の結果について

次回開催日 令和5年1月20日（金）10：00～ 区長応接室

次々回開催日 令和5年2月20日（月）10：00～ 区長応接室

議案第87号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消し、告示する。

令和4年12月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊見

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 317人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 34人 |
| | 国籍喪失者 | 0人 |
| | 市外転出者 | 283人 |
| | 登録移転者 | 0人 |
| | 誤載者 | 0人 |
| | 一般誤載者 | 0人 |
| | 重複登録者 | 0人 |
| | 住民票職権消除者 | 0人 |
| | 判決の確定による者 | 0人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和4年12月1日 |

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

抹消者の内訳

単位：人

区分	死亡者	転出者	誤載者	計
男	19	142	0	161
女	15	141	0	156
計	34	283	0	317

議案第 88 号

選挙人名簿に登録する者について(12月定時登録)

令和4年12月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和4年12月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊見

- 1 登録する者の数 666人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 令和4年 12 月1日

(根拠)公職選挙法第22条第1項の規定による。

(登録)

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の一日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日から七日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を変更することができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。

選挙人名簿登録者数調（令和4年12月1日現在）

区分		男女別	男	女	計
令和4年9月1日現在 選挙人名簿登録者数 (a)			72,919	94,891	167,810
上記の登録に係る 補正登録者数 (b)					
9月24日、10月8日、10月17日、 11月5日、11月7日又は11月19日 の選挙時登録者数 (※追加登録者数のみ) (c)			1,046	965	2,011
選挙時登録(c)に係る 補正登録者数 (d)			0	0	0
(a)以後の 抹消者数 (e)	(イ) 死亡のため		173	203	376
	(ロ) 転出後4箇月を経過 したため		928	1,017	1,945
	(ハ) 在外名簿への登録 移転のため		0	1	1
	※(c)以後 ではない	(ニ) 誤載のため	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	計(イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)-()		1,101	1,221	2,322
(a)以後の移し替えによる 増加数(指定都市の区) (f)			603	764	1,367
(a)以後の移し替えによる 減少数(指定都市の区) (g)			657	817	1,474
今回(令和4年12月1日) 追加登録者数 (h)			340	326	666
今回定時登録日現在における 名簿登録者数 (i) (a+b+c+d+f)-(e+g)+(h)			73,150	94,908	168,058
備 考					

在外選挙人名簿登録者数調（令和4年12月1日現在）

指定在外選挙
投票区名

大名	投票区
----	-----

区分		男女別	男	女	計
令和4年9月1日現在 在外選挙人名簿登録者数 (a)			55	97	152
(a)以後の抹消者数 (b)			3	4	7
(a)以後の追加登録者数 (c)			1	3	4
今回定時登録日現在における 在外選挙人名簿登録者数 (d) (a)-(b)+(c)			53	96	149
備 考					

投票区別選挙人名簿登録者数報告書

福岡市中央区

番号	投票区名	名簿登録者数		
		男	女	計
1	春吉第一	3,890	4,620	8,510
2	春吉第二	2,633	3,343	5,976
3	警固第一	3,301	4,892	8,193
4	警固第二	3,072	4,204	7,276
5	大名	1,316	1,673	2,989
6	赤坂	3,833	5,043	8,876
7	舞鶴	3,750	4,525	8,275
8	簗子第一	3,661	4,531	8,192
9	簗子第二	1,641	2,249	3,890
10	当仁第一	3,723	4,776	8,499
11	当仁第二	2,152	2,859	5,011
12	南当仁第一	2,955	3,609	6,564
13	南当仁第二	2,739	3,243	5,982
14	南当仁第三	1,795	2,115	3,910
15	高宮	4,435	6,290	10,725
16	一本木	3,335	4,777	8,112
17	平尾	2,831	3,521	6,352
18	草ヶ江	3,013	4,103	7,116
19	小笹	1,726	2,108	3,834
20	梅光園	1,531	1,957	3,488
21	福浜	1,652	2,435	4,087
22	小笹南	3,944	4,710	8,654
23	笹丘	3,038	3,677	6,715
24	薬院	4,095	5,774	9,869
25	六本松	3,089	3,874	6,963
	合計	73,150	94,908	168,058

定時登録時の名簿登録者数の推移（投票区毎）

番号	投票区名	3年12月 (A)	4年3月	4年6月	4年9月	4年12月 (B)	1年間の 増減数 (B-A)
1	春吉第一	8,324	8,325	8,358	8,501	8,510	186
2	春吉第二	5,889	5,897	5,889	5,969	5,976	87
3	警固第一	8,124	8,121	8,138	8,190	8,193	69
4	警固第二	7,280	7,282	7,232	7,246	7,276	▲ 4
5	大 名	3,007	3,017	2,990	2,997	2,989	▲ 18
6	赤 坂	8,834	8,802	8,800	8,818	8,876	42
7	舞 鶴	8,164	8,159	8,176	8,307	8,275	111
8	簀子第一	7,956	7,971	8,035	8,177	8,192	236
9	簀子第二	3,892	3,874	3,891	3,925	3,890	▲ 2
10	当仁第一	8,424	8,447	8,453	8,495	8,499	75
11	当仁第二	5,026	5,018	4,986	4,992	5,011	▲ 15
12	南当仁第一	6,536	6,506	6,519	6,552	6,564	28
13	南当仁第二	6,138	6,126	5,927	5,978	5,982	▲ 156
14	南当仁第三	3,549	3,547	3,803	3,890	3,910	361
15	高 宮	9,012 (10,350)	9,048 (10,381)	9,177 (10,521)	9,316 (10,667)	10,725	1,713 (375)
16	一 本 木	9,352 (8,014)	9,297 (7,964)	9,328 (7,984)	9,432 (8,081)	8,112	▲1240 (98)
17	平 尾	6,223	6,221	6,234	6,281	6,352	129
18	草ヶ江	7,097	7,094	7,086	7,101	7,116	19
19	小 笹	3,861	3,856	3,823	3,815	3,834	▲ 27
20	梅光園	3,517	3,479	3,503	3,506	3,488	▲ 29
21	福 浜	4,163	4,147	4,116	4,109	4,087	▲ 76
22	小笹南	8,416	8,414	8,578	8,708	8,654	238
23	笹 丘	6,688	6,668	6,668	6,702	6,715	27
24	葉 院	9,440	9,554	9,729	9,839	9,869	429
25	六本松	6,962	6,981	6,959	6,964	6,963	1
	合 計	165,874	165,851	166,398	167,810	168,058	2,184

※15高宮投票区と16一本木投票区の（ ）は那の川2丁目変更後を反映させた人数です。

議案第89号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年12月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊見

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 3人 |
| | 内訳 国内転入者 | 3人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和4年12月1日 |

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第三十条の十一 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。